

海上自衛隊訓令第9号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、海上訓練支援隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成20年3月25日

防衛大臣 石 破 茂

海上訓練支援隊の編制に関する訓令

第1条 海上訓練支援隊は、訓練支援艦2以上をもって編成する。

第2条 海上訓練支援隊の長は、海上訓練支援隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、護衛艦隊司令官の指揮監督を受け、海上訓練支援隊の隊務を統括する。

附 則

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。